定書が日本国について効力を生じた日（平成十七年五月十九日。以下「発効日」という。）に改め、同条を附則第二条とする。

附則第四条を附則第三条とし、附則第五条を附則第四条とする。

別表第二中「十七・〇グラム」を「十四・四グラム」に、「四十五・〇×$n^{(-0.23)}$グラム」を「九・八グラム」を「四十四・〇×$n^{(-0.23)}$グラム」に、「九・八グラム」を「七・七グラム」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第二条中鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令別表第二の改正規定及び附則第三条の規定は、平成二十三年一月一日（附則第三条において「適用日」という。）から施行する。

（発効日前から設置されているディーゼル機関に係る経過措置）

第二条　鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第五条第二十一号の規定は、次の各号に掲げるディーゼル機関（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。以下同じ。）については、適用しない。

一　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書が日本国について効力を生じた日（平成十七年五月十九日。以下この条及び次条において「発効日」という。）前に設置された海洋施設であってディーゼル機関が設置されていないものに新たに設置されるディーゼル機関

二　海洋施設に発効日前から設置されているディーゼル機関（以下この号及び次号において「適用対象外ディーゼル機関」という。）に代えて設置されるディーゼル機関であって、次のイ及びロのいずれにも該当するもの

イ　当該適用対象外ディーゼル機関と同一の構造を有すると認められるもの

ロ　当該適用対象外ディーゼル機関から発生する窒素酸化物の排出量（二酸化窒素の排出の総重量として計算したものをいう。以下同じ。）と当該代えて設置されるディーゼル機関から発生する窒素酸化物の排出量が同一と認められるもの

三　適用対象外ディーゼル機関であって、第二条による改正前の鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令別表第二の基準を満たすよう改造されていないもの、発効日以後に窒素酸化物の放出量を増加させることとなる改造をされていないもの又は発効日以後に当該適用対象外ディーゼル機関の連続最大出力について十パーセントを超えて増加させることとなる改造をされていないもの

（ディーゼル機関から発生する窒素酸化物の排出量の基準に係る経過措置）

第三条　次の各号に掲げるディーゼル機関（前条各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）から発生する窒素酸化物の排出量の基準については、この省令による改正後の鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

一　適用日に現に設置されているディーゼル機関

二　前号に掲げるディーゼル機関（以下この号において「交換前ディーゼル機関」という。）に代えて設置されるディーゼル機関であって、次のイ及びロのいずれにも該当するもの

イ　当該交換前ディーゼル機関と同一の構造を有すると認められるもの

ロ　当該交換前ディーゼル機関から発生する窒素酸化物の排出量と当該代えて設置されるディーゼル機関の窒素酸化物の排出量が同一と認められるもの

三　発効日から平成二十二年十二月三十一日までに設置された海洋施設であってディーゼル機関が設置されていないものに新たに設置されるディーゼル機関

告　示

○金融庁告示第七十一号

アリアンツ・アジアパシフィック・アンド・アフリカ・ゲーエムベーハーが、アリアンツ火災海上保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりアリアンツ・アジアパシフィック・アンド・アフリカ・ゲーエムベーハーの同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

○総務省告示第二百三十九号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の規定により、次の消防の用に供する機械器具等について型式承認をしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年六月二十二日

総務大臣　原口　一博

種別	型式番号	承認年月日	氏名又は名称	住所
GP型3級受信機	受第22～1号	平成22. 1. 12	アイホン株式会社	愛知県名古屋市熱田区神野町2丁目18番地
〃	受第22～2号	〃	〃	〃
小型消火器	消第22～7号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都品川区勝島1丁目5番21号
〃	消第12～43～1号	〃	〃	〃
〃	消第22～8号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北2丁目1番10号
〃	消第22～9号	〃	〃	〃
消火器用消火薬剤	薬第22～2号	22. 1. 15	日本ドライケミカル株式会社	東京都品川区勝島1丁目5番21号
小型消火器	消第22～5号	〃	〃	〃
〃	消第22～6号	〃	〃	〃
GP型3級受信機	受第22～3号	〃	株式会社日本アレフ	神奈川県横浜市鶴見区駒岡1丁目28番52号
中継器（遠隔試験機能付）	中第22～1号	〃	〃	〃
〃	中第22～2号	〃	〃	〃
〃	中第22～3号	〃	〃	〃
GP型3級受信機	受第22～4号	〃	〃	〃
小型消火器	消㊫第22～1号	〃	三津浜工業株式会社	東京都大田区東蒲田2丁目19番12号
〃	消第22～1号	〃	〃	〃
〃	消第22～2号	〃	〃	〃
〃	消第22～3号	〃	〃	〃
消火器用消火薬剤	消第22～4号	〃	〃	〃
〃	薬第22～1号	〃	〃	〃
消防用ホース	ヨ第22～1号	〃	株式会社横井製作所	大阪府寝屋川市石津東町31番1号
〃	ヨ第22～2号	〃	〃	〃
〃	ホ第22～1号	〃	〃	〃
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第22～1号	〃	アイエススプリンクラー株式会社	和歌山県橋本市隅田町山内1691番地の5
消防用ホース	ヨ第17～33～1号	22. 1. 18	帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋2丁目5番13号
〃	ヨ第19～38～1号	〃	〃	〃
〃	ヨ第19～37～1号	〃	〃	〃
光電アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	感第19～9～1号	〃	日本フェンオール株式会社	東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号